

## 倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月11日(水) 午前9時56分から午前10時14分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地

倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 19人

会 長 8番 吉田 幸夫 委員

会長代理 2番 野口 國治 委員

会長代理 3番 田邊 洋樹 委員

委 員

1番 武本 章吾 委員 6番 平松 頼雄 委員 7番 安田 茂 委員

9番 岸本 寛吾 委員 10番 三宅 健 委員 11番 古城 茂樹 委員

12番 中西 公仁 委員 13番 難波 朋裕 委員 15番 中川 逸実 委員

16番 藤田 壽則 委員 18番 井上 保邦 委員 19番 香西 英雄 委員

20番 田中 博之 委員 21番 白神 正則 委員 22番 栗坂 豪 委員

24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 5人

4番 矢野 秀典 委員 5番 三宅 健二 委員 14番 藤原 安信 委員

17番 山地 康弘 委員 23番 大村 孝志 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

2番 野口 國治 委員 3番 田邊 洋樹 委員 18番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 倉敷市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて

報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

## 7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 塩津 賢一      事務局課長主幹 中村 英樹      事務局主幹 林 孝子

事務局主幹 成田 裕次      事務局主任 小山 八穂子      事務局主任 宮本 幸典

事務局主任 大橋 浩直

## 8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時56分)
事務局 塩津副参事	<p>皆様おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から10月の総会を始めたいと思います。</p> <p>総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。</p>
吉田会長 (以下「議長」)	<p>ただ今から、令和5年10月の総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は18名です。</p> <p>在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。</p> <p>倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<b>【異議なしの声】</b>
議長	<p>それでは、議席番号18番井上保邦委員と議席番号19番香西英雄委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の宮本主任と大橋主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>続きまして、議案審議に入ります。</p> <p>総会議案の1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。おそれいります、野口委員、田邊委員、井上委員に関係する案件があります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>( 野口委員、田邊委員、井上委員 退席 )</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】</b></p> <p>小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて13件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。</p> <p>それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。</p> <p><b>【議案第1号、1番から13番について調査票をもとに説明】</b></p> <p>ご覧いただいておりますように、今回の案件につきましては、特に問題となるよう</p>

なものはありませんでした。

このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

**【異議なしの声】**

議 長

異議なしということですので、議案第1号の1番から13番までを、許可と決定いたします。

事務局、3名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた3名の委員に報告いたします。

議案第1号は、全件許可されましたことを報告いたします。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

**【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】**

中村です。説明をさせていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に1件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

**【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】**

この1番について、転用目的は農家住宅となっておりますが、申請者本人が農家として継続していけるのか疑義が生じていたため、今後の営農について再度確認する必要があるということで、前回保留となっていた案件です。

これについて、9月25日に代理人より上申書及び確約書が提出されました。

上申書は申請者の二男からの提出で、申請者と二男で農家住宅で生活し、鴨方町に住む身内の協力を得て、農業をしていきたい旨の内容が記されておりました。

また、確約書は鴨方町の身内からの提出で、農家である私たちが全面的に協力・応援をするという旨の内容が記載されておりました。

これについて、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、鴨方町の身内は農機具を保有しており、協力が得られれば営農は可能と判断し、許可意見とのことでした。

また、この案件につきまして、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当せず、転用目的どおり施工されると認められるので、許可が適

	<p>当と考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありました。農地法第4条の規定による許可申請の1件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番について、許可と決定します。</p> <p>続きまして、5頁をご覧ください。</p> <p>議案第3号「農地法 第5条 の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明 】</p> <p>中村です。説明をさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から6頁にかけて9件の申請がございました。</p> <p>次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました9件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた9件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>この9件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありました。農地法第5条の規定による許可申請の9件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から9番については、許可と決定します。</p> <p>続きまして、7頁をご覧ください。</p> <p>議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明 】</p>

林でございます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から8頁にかけて8件の計画が、農業委員会に提出されました。

権利の種類の内訳は、使用貸借が8件でございます。

利用期間の更新は6件、新規は2件でございます。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが4件、農地所有的確法人が1件、その他は全て個人でございます。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はございませんでした。

議案第4号の各案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、8件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

続きまして、9頁をご覧ください。

議案第5号「倉敷市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について」です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第5号 「倉敷市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について」】

成田でございます。説明させていただきます。

議案第5号「倉敷市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の制定について」ですが、こちらの基準は、倉敷市農業委員会におけるタブレット型端末機の使用に関して必要な事項を定め、農業委員会業務の円滑な運用に資することを目的に制定するものでございます。

委員さん方におかれましては、これからタブレットの貸与を受け、実際に使用していただくこととなりますが、その際に遵守していただきたいこと（具体的には禁止事項や個人情報の取扱い等）を定めていますので、内容をご理解いただいた上でご使用くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、原案のとおり異議なく承認とのご意見でございました。

また、ご承認をいただいてからの運用開始となりますので、施行日は令和5年10

	<p>月11日を予定しております。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p><b>【異議なしの声】</b></p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号については承認とします。審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。</p> <p>報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【報告第1号から第6号について報告・説明】</b></p> <p>報告いたします。</p> <p>14頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、14頁から19頁にかけて15件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に20頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、20頁から21頁にかけて7件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に22頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、22頁から27頁にかけて24件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に28頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、28頁に2件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に29頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取り止めについて」でございますが、29頁に1件の許可申請の取り止めがありました。</p> <p>次に、30頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、30頁に1件の届出の取り止めがありました。</p> <p>報告案件については以上です。</p>

	<p>ご確認のうえ、ご了承をお願いします。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
各委員	<p><b>【質問なしの声】</b></p>
議 長	<p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第6号については、すべて確認、了承いただきました。</p> <p>以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
塩津副参事	<p><b>【事務局から連絡事項を伝える】</b></p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>(次回総会の日程案内など連絡)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は11月8日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時14分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和5年10月11日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員